

令和8年度「船用マイスター」認定制度募集要綱

一般社団法人日本船用工業会

1. 目的

本制度は、一般社団法人日本船用工業会（以下「当会」という）会員企業の職員であって、我が国船用工業界を支える優秀な熟練技能者を「船用マイスター」として認定することにより、技能者本人の研鑽の努力を讃えるとともに、会員企業の人材確保・養成対策の一助とすることを目的とする。

2. 認定対象者

(1) 本制度の認定対象者は、当会会員企業の被雇用者であって、以下の各要件を満たしている者とする。

①製品、部品等に係る以下の業務に携わる優秀な熟練技能者

1) 生産設計

2) 製造

3) 製造に係る品質管理・保守

4) その他製造に係る技術系業務（IT関連業務を含む。）

*管理職であっても、上述の要件を満たす者は対象とする。

②所属する会員企業の推薦が得られる者

(2) (1)にかかわらず、次の各号の何れかに該当する当会会員以外の企業の被雇用者であって、当会会員企業の推薦が得られる者を認定対象者とすることができる。

①地方船用工業会の会員企業

②当会会員企業の系列企業、協力会社等

***製造部門以外の技術系業務（開発、発明、考案、研究、基本設計等）に携わる優秀な技術者にあつては、当会の「会長表彰」制度への申請をお勧めします。**

3. 申請方法

当会会員企業等が、以下の要領で、2.の認定対象者に該当する候補者を推薦するものとする。

(1) 申請書類：当会会員は認定申請書「書式1」を、地方船用工業会会員及び当会会員企業の系列企業、協力会社等は「書式2」を使用し、候補者を推薦する。

*複数の候補者を推薦する場合は、申請書をコピーのうえご使用下さい。

（当会ホームページ <http://www.jsmea.or.jp> から利用可能

(2) 当会会員企業1社あたりの申請は2名（地方船用工業会からの申請は1名）までとする。

(3) 申請受付期間：令和8年4月1日（水）～ 令和8年5月29日（金）

4. 認定方法及び認定基準

(1) 「人材養成検討委員会」（以下「人材委員会」という。）は、「船用マイスター審査会」（当会が委嘱する「人材アドバイザー」で構成する審査会をいう。）での事前審査を経て、認定申請書を基に審査を行い、以下の各要件を満たしている者を「船用マイスター」として認定する。

①高度な技能を有すること。

②後継者の育成と技能の伝承を行っていること。

③他の社員の模範となっていること。

④社業に顕著な貢献をしていること。

(2) 当会は、前項の審査結果を推薦企業に対して速やかに通知するとともに、当該認定者を「認定者名簿」に登録するものとする。

5. 認定証書等
 - (1) 当会は、認定者に「船用マイスター」の称号を与え、工業会会長名による「認定証」及び「認定徽章」を交付する。
 - (2) 当会は、認定証書等の交付にあたり、理事会等に併せて交付式を開催する。
6. 公表
当会は、交付式の時期に合わせて認定者の氏名等を公表するものとする。
7. 秘密の保持
人材委員会委員、人材アドバイザー及び当会役職員は、本制度の運用過程で知り得た個人情報・技術情報等について、守秘義務を負う。
8. 負担金
認定者の推薦企業は、認定証書・認定徽章等の製作費として3万円（船用マイスター1名につき）を負担する。

以上